

(12) 特許協力条約に基づいて公開された国際出願

(19) 世界知的所有権機関
国際事務局

(43) 国際公開日
2013年12月5日(05.12.2013)



(10) 国際公開番号
WO 2013/179730 A1

- (51) 国際特許分類:
G06Q 30/06 (2012.01) G06Q 30/02 (2012.01)
- (21) 国際出願番号: PCT/JP2013/057764
- (22) 国際出願日: 2013年3月19日(19.03.2013)
- (25) 国際出願の言語: 日本語
- (26) 国際公開の言語: 日本語
- (30) 優先権データ:
特願 2012-121008 2012年5月28日(28.05.2012) JP
特願 2012-121009 2012年5月28日(28.05.2012) JP
- (71) 出願人: 株式会社ニコン(NIKON CORPORATION)
[JP/JP]; 〒1008331 東京都千代田区有楽町一丁目
12番1号 Tokyo (JP).
- (72) 発明者: 富井宏美(TOMII, Hiromi); 〒1008331 東京
都千代田区有楽町一丁目12番1号 株式会社
ニコン内 Tokyo (JP). 山本彩恭子(YAMAMOTO,
Sayako); 〒1008331 東京都千代田区有楽町一丁目
12番1号 株式会社ニコン内 Tokyo (JP). 松村
光子(MATSUMURA, Mitsuko); 〒1008331 東京都
千代田区有楽町一丁目12番1号 株式会社ニコ
ン内 Tokyo (JP). 鮫島冴映子(SAMEJIMA, Saeiko);

〒1008331 東京都千代田区有楽町一丁目12番
1号 株式会社ニコン内 Tokyo (JP). 中村弥恵
(NAKAMURA, Yae); 〒1008331 東京都千代田区有
楽町一丁目12番1号 株式会社ニコン内
Tokyo (JP). 関口政一(SEKIGUCHI, Masakazu); 〒
1008331 東京都千代田区有楽町一丁目12番1
号 株式会社ニコン内 Tokyo (JP).

(74) 代理人: 片山修平(KATAYAMA, Shuhei); 〒1040031
東京都中央区京橋1-6-1 三井住友海上テ
ブコビル Tokyo (JP).

(81) 指定国 (表示のない限り、全ての種類の国内保
護が可能): AE, AG, AL, AM, AO, AT, AU, AZ, BA,
BB, BG, BH, BN, BR, BW, BY, BZ, CA, CH, CL, CN,
CO, CR, CU, CZ, DE, DK, DM, DO, DZ, EC, EE, EG, ES,
FI, GB, GD, GE, GH, GM, GT, HN, HR, HU, ID, IL, IN,
IS, KE, KG, KM, KN, KP, KR, KZ, LA, LC, LK, LR, LS,
LT, LU, LY, MA, MD, ME, MG, MK, MN, MW, MX,
MY, MZ, NA, NG, NI, NO, NZ, OM, PA, PE, PG, PH,
PL, PT, QA, RO, RS, RU, RW, SC, SD, SE, SG, SK, SL,
SM, ST, SV, SY, TH, TJ, TM, TN, TR, TT, TZ, UA, UG,
US, UZ, VC, VN, ZA, ZM, ZW.

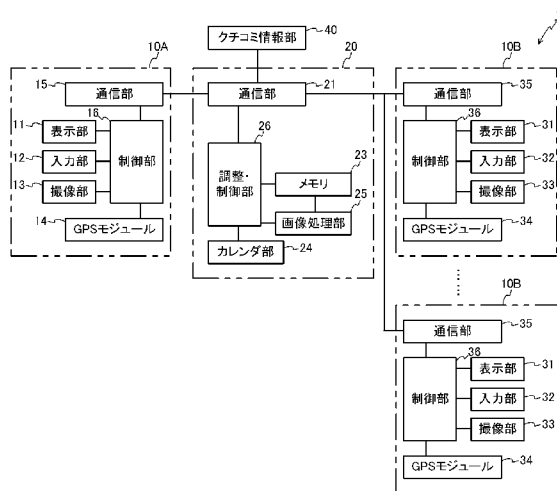
(84) 指定国 (表示のない限り、全ての種類の広域保
護が可能): ARIPO (BW, GH, GM, KE, LR, LS, MW,

[続葉有]

(54) Title: ELECTRONIC DEVICE

(54) 発明の名称: 電子機器

[図3]



- | | |
|-----------------------|-----------------------------------|
| 11 Display part | 25 Image processing part |
| 12 Input part | 26 Adjustment/control part |
| 13 Imaging part | 31 Display part |
| 14 GPS module | 32 Input part |
| 15 Communication part | 33 Imaging part |
| 16 Control part | 34 GPS module |
| 21 Communication part | 35 Communication part |
| 23 Memory | 36 Control part |
| 24 Calendar part | 40 Word-of-mouth information part |

(57) Abstract: To support the joint purchase of a product by multiple individuals, an electronic device is provided with: information provision parts (26, 21) for providing information pertaining to the joint purchase of a product by a plurality of candidates; and an adjustment part (26) for making adjustments pertaining to the product.

(57) 要約: 複数人による商品の共同購入を支援するため、電子機器は、複数の候補者に商品の共同購入に関する情報を提供する情報提供部(26, 21)と、前記商品に関する調整を行う調整部(26)と、を備えている。

WO 2013/179730 A1

MZ, NA, RW, SD, SL, SZ, TZ, UG, ZM, ZW), ユーラ
シア (AM, AZ, BY, KG, KZ, RU, TJ, TM), ヨーロッ
パ (AL, AT, BE, BG, CH, CY, CZ, DE, DK, EE, ES, FI,
FR, GB, GR, HR, HU, IE, IS, IT, LT, LU, LV, MC, MK,
MT, NL, NO, PL, PT, RO, RS, SE, SI, SK, SM, TR),

OAPI (BF, BJ, CF, CG, CI, CM, GA, GN, GQ, GW, ML,
MR, NE, SN, TD, TG).

添付公開書類:

— 国際調査報告 (条約第 21 条(3))

明 細 書

発明の名称：電子機器

技術分野

[0001] 本発明は、電子機器に関する。

背景技術

[0002] 従来より、気に入らないプレゼントをもらわないようにしたり、プレゼントが重複したりしないようにするために、サーバを介在させてユーザが知人にプレゼントを要求するおねだり機能が提案されており、その一部は実現化されている（例えば、特許文献1参照）。

先行技術文献

特許文献

[0003] 特許文献1：特開2002-312613号公報

発明の概要

発明が解決しようとする課題

[0004] しかしながら、従来のおねだり機能は個人あてのおねだりであったため、プレゼントのやりとりの態様によっては、当該おねだり機能を使えないことがあった。

[0005] そこで、本発明は上記の課題に鑑みてなされたものであり、複数人による商品の共同購入を支援することが可能な電子機器を提供することを目的とする。

課題を解決するための手段

[0006] 本発明の電子機器は、複数の候補者に商品の共同購入に関する情報を提供する情報提供部と、前記商品に関する調整を行う調整部と、を備えた電子機器である。

[0007] この場合において、前記調整部は、前記商品の決定に関して前記商品の購入側を主導にするか、前記商品の受取り側を主導にするかを調整することができる。また、前記情報提供部は、共同購入された商品を受け取る人に関する

る情報を前記複数の候補者に提供することができる。

[0008] 本発明の電子機器は、前記複数の候補者から前記商品を受け取る人に関する情報を収集する第1収集部を備えていてもよい。また、本発明の電子機器は、前記複数の候補者から前記商品に関する情報を収集する第2収集部を備えていてもよい。

[0009] 本発明の電子機器においては、前記調整部は、前記複数の候補者を、前記共同購入された商品を受け取る人に対する属性に基づいて複数のグループにグルーピングすることとしてもよい。この場合において、前記情報提供部は、前記複数のグループごとに、前記商品の共同購入に関する情報として異なる情報を提供することとしてもよい。また、前記複数のグループは、第1グループと、第2グループとを含んでおり、前記情報提供部は、前記第1グループに情報を提供するタイミングと、前記第2グループに情報を提供するタイミングをずらすこととしてもよい。

[0010] 本発明の電子機器においては、前記調整部は、前記商品の決定に関する調整を行うこととしてもよい。また、前記調整部は、前記商品の価格に関する調整を行うこととしてもよい。また、前記調整部は、前記商品を購入する場所に関する情報を提供することとしてもよい。

[0011] また、本発明の電子機器は、前記共同購入された商品を受け取る人に関する情報を記憶する第1記憶部を備えており、前記情報提供部は、前記第1記憶部に記憶された人の情報に基づいて、前記複数の候補者に前記商品の共同購入に関する情報を提供することとしてもよい。この場合において、前記共同購入された商品を受け取る人に関する情報は、当該受け取る人が希望する商品に関する情報、及び当該受け取る人が過去に購入した商品に関する情報の少なくとも一方を含むこととしてもよい。

[0012] また、本発明の電子機器は、イベント情報を記憶する第2記憶部を備えており、前記情報提供部は、前記第2記憶部に記憶されたイベント情報に基づいて、前記複数の候補者に商品の共同購入に関する情報を提供することとしてもよい。

- [0013] また、本発明の電子機器は、前記複数の候補者の画像データを記憶する第3記憶部を備えていてもよい。この場合において、前記第3記憶部は、前記商品に関する画像データを記憶することとしてもよい。この場合、前記第3記憶部に記憶されている前記複数の候補者の画像データと前記商品に関する画像データとを合成する画像合成部を備えていてもよい。
- [0014] また、本発明の電子機器は、前記共同購入された商品を受け取る人の画像を記憶する第4記憶部を備えていてもよい。また、前記共同購入に関する情報を記憶する第5記憶部を備えていてもよい。また、前記情報提供部は、買換えに関する情報を提供することとしてもよい。
- [0015] 本発明の電子機器は、第1グループの購入品又は購入予定品に関する情報を取得する情報取得部と、前記情報取得部が取得した情報に基づいて、前記第1グループとは異なる第2グループに前記第1グループの購入品又は前記購入予定品に関連する商品の情報を提供する情報提供部と、を備えた電子機器である。
- [0016] この場合において、本発明の電子機器は、前記第1グループと前記第2グループとの少なくとも一方のグループのメンバーを自薦又は他薦により募集する募集部を備えていてもよい。この場合、前記募集部は、前記第1、第2グループが購入した商品を受け取る人からの指定により他薦メンバーを募集することとしてもよい。
- [0017] 本発明の電子機器においては、前記情報提供部は、前記関連する商品の購入場所に関する情報を提供することとしてもよい。この場合において、本発明の電子機器は、前記第2グループの各メンバーの位置情報を検出する位置情報検出部を備え、前記情報提供部は、前記第2グループの各メンバーの位置情報に基づいて、前記関連する商品の購入場所に関する情報を提供することができる。
- [0018] また、前記情報提供部は、前記第2グループの人数に関する情報に基づいて、前記関連する商品の情報を提供することとしてもよい。また、前記情報提供部は、前記関連する商品の情報として、前記第1グループの購入品又は

購入予定品よりも安価な商品の情報を提供することとしてもよい。また、前記情報提供部は、前記第2グループからの要求に応じて前記関連する商品の情報を提供することとしてもよい。

[0019] また、本発明の電子機器は、イベント情報を記憶するイベント記憶部を備えており、前記情報提供部は、前記イベント記憶部に記憶されたイベント情報を前記第1、第2グループへ提供することとしてもよい。また、本発明の電子機器は、複数のメンバーを、各メンバーの属性に応じて前記第1グループと、前記第2グループとにグルーピングする調整部を備えていてもよい。また、本発明の電子機器は、前記第1グループのメンバーの画像及び／又は前記第2グループのメンバーに関連する人の画像を記憶する画像記憶部を備えていてもよい。この場合、本発明の電子機器は、前記第1、第2グループが購入した商品を受け取る人に対する通知情報を前記画像記憶部に記憶されている画像を用いて作成する作成部を備えていてもよい。

発明の効果

[0020] 本発明の電子機器は、複数人による商品の共同購入を支援することができるという効果を奏する。

図面の簡単な説明

[0021] [図1]一実施形態に係る情報処理システムの構成を示す図である。

[図2]携帯機器の外観図である。

[図3]一実施形態に係る情報処理システムのブロック図である

[図4]携帯機器からサーバに対してプレゼント依頼者の登録を行うためのフローチャートである。

[図5]プレゼント依頼者登録画面の一例を示す図である。

[図6]プレゼント依頼者DBの一例を示す図である。

[図7]候補者入力画面の一例を示す図である。

[図8]候補者DBの一例を示す図である。

[図9]図9(a)は、依頼者追加確認画面の一例を示す図であり、図9(b)は、メッセージ画面の一例を示す図である。

[図10]プレゼント希望登録画面の一例を示す図である。

[図11]候補者の受諾を得るための処理を示すフローチャートである。

[図12]図12(a)は、連絡画面の一例を示す図であり、図12(b)、図12(c)は、確認画面の一例を示す図である。

[図13]真の候補者DBの一例を示す図である。

[図14]プレゼント依頼処理を示すフローチャートである。

[図15]イベント連絡画面を示す図である。

[図16]図14のステップS210の具体的処理を示すフローチャートである。

[図17]図17(a)～図17(c)は、親族グループに対する依頼画面の例を示す図である。

[図18]友人グループに対する依頼画面の例を示す図である。

[図19]図19(a)は、受諾者テーブル(親族)の一例を示す図であり、図19(b)は、受諾者テーブル(友人)の一例を示す図である。

[図20]選択画面の一例を示す図である。

[図21]情報提供画面の一例を示す図である。

発明を実施するための形態

[0022] 以下、一実施形態について、図1～図21に基づいて、詳細に説明する。図1には、一実施形態に係る情報処理システム1の構成が概略的に示されている。

[0023] 情報処理システム1は、図1に示すように、複数の携帯機器10と、サーバ20と、クチコミ情報部40と、を備える。携帯機器10、サーバ20及びクチコミ情報部40は、インターネット等のネットワーク80に接続されている。

[0024] 携帯機器10は、携帯電話やスマートフォン、PHS(Personal Handy-phone System)、PDA(Personal Digital Assistant)などの機器である。なお、本実施形態では、プレゼントをもらう側のユーザが利用する携帯機器を「携帯機器10A」又は「依頼側の携帯機器10A」と呼び、プレゼント

をあげる側のユーザが利用する携帯機器を「携帯機器10B」又は「被依頼側の携帯機器10B」と呼ぶものとする。

[0025] 携帯機器10Aは、電話機能、インターネット等に接続するための通信機能、及びプログラムを実行するためのデータ処理機能等を有する。携帯機器10Aは、一例として、携帯機器10の外観図である図2に示すように、長方形の主面（図2の-Y面）を有する薄板状の形状を有し、片手の手のひらで把持することができる程度の大きさを有している。

[0026] 携帯機器10Aは、図2及び情報処理システム1のブロック図である図3に示すように、表示部11、入力部12、撮像部13、GPS（Global Positioning System）モジュール14、通信部15、及び制御部16を有する。

[0027] 表示部11は、例えば液晶表示素子を用いたデバイスであり、画像、各種情報、及びボタン等の操作入力用画像を表示する。入力部12は、本実施形態においては、表示部11の表面に設けられたタッチパネルであり、ユーザが表示部11の表面（入力部12）に触れたという情報や、ユーザの指の動きに応じた情報を入力する。なお、入力部12は、テンキーなどのキーボードであってもよい。

[0028] 撮像部13は、撮影レンズや撮像素子（CCDおよびCMOSデバイス）を有する。本実施形態の撮像部13は、ユーザやユーザが欲しい商品などを撮像するために用いられる。なお、この撮像部13は、図2に示すように、表示部11と同じ面に設けることとしてもよいし、表示部11とは異なる面（裏面）に設けることとしてもよい。また、撮像部13は、両面（主面及び主面とは異なる面）に設けることとしてもよい。GPSモジュール14は、携帯機器10Aの位置（例えば緯度や経度）を検出するセンサである。通信部15は、ネットワーク80を介してサーバ20や他の携帯機器10と通信する。通信部15は、例えば、インターネット等の広域ネットワークにアクセスする無線通信ユニット、Bluetooth（登録商標）による通信を実現するBluetooth（登録商標）ユニット、及び、Felica（登録商標）チップ等を有するものとする。

- [0029] 制御部16は、CPUを有し、携帯機器10Aの各部を統括的に制御するとともに、プレゼントに関する各種処理を行う。
- [0030] 被依頼側の携帯機器10Bは、サーバ20を介した携帯機器10Aからのプレゼント要求に応答するための機器である。携帯機器10Bは、図3に示すように、携帯機器10Aと同様、表示部31、入力部32、撮像部33、GPSモジュール34、通信部35及び制御部36を有している。なお、それぞれの構成要素は、携帯機器10Aと同一又は同等の構成とすることができるので、その説明を省略するものとする。
- [0031] サーバ20は、依頼側の携帯機器10Aから入力された入力情報に基づいて、被依頼側の携帯機器10Bに対してプレゼントのリクエストを行う機能を有する。サーバ20は、図3に示すように、通信部21、メモリ23、カレンダー部24、画像処理部25および調整・制御部26を有する。
- [0032] 通信部21は、依頼側の携帯機器10A、被依頼側の携帯機器10B、及びクチコミ情報部40と通信を行い、各種情報を取得（入力）する。通信部21は、インターネット等の広域ネットワークにアクセスする無線通信ユニット、Bluetooth（登録商標）による通信を実現するBluetooth（登録商標）ユニット、及び、Felica（登録商標）チップ等を有する。
- [0033] 調整・制御部26は、CPUを有し、サーバ20の各部を制御するとともに、プレゼントのやり取りが適切に行われるようにするための各種制御・処理を行う。例えば、調整・制御部26は、プレゼントを購入するまでの各種調整（プレゼントを贈る側の人（被依頼者（候補者））の人数の調整や、被依頼者（候補者）の属性・カテゴリ調整（選別）、商品を決めるための調整、後述する依頼者主体モード及び候補者主体モードの調整、その他各種情報の調整など）を行う。なお、本実施形態においては、サーバ20にアプリケーションのソフトウェアがインストールされることで、調整・制御部26の機能が実現されている。
- [0034] メモリ23は、不揮発性のメモリ（例えばフラッシュメモリ）であり、携帯機器10A、10Bの撮像部13、33で撮像された画像、クチコミ情報

部40から取得した情報や画像、プレゼントの履歴などの各種情報、後述するデータベースなどを記憶している。

[0035] カレンダ部24は、年、月、日、時刻といった時間情報を取得して、調整・制御部26に出力する。また、カレンダ部24は、計時機能を有する。

[0036] 画像処理部25は、メモリ23に記憶されている複数の画像の少なくとも一部を用いて、新たな画像を生成する処理を行う。例えば、画像処理部25は、プレゼントの画像と、贈り主の画像とを合成する処理などを行う。

[0037] 次に、上記のように構成される本実施形態の情報処理システム1における処理について、図4～図21に基づいて詳細に説明する。

[0038] (依頼側のユーザ登録処理)

図4は、携帯機器10Aからサーバ20に対してユーザ(依頼側のユーザ)がプレゼント依頼者の登録を行うためのフローチャートである。なお、プレゼント依頼者は、携帯機器10Aのユーザ自身であってもよいし、ユーザ以外の人物であってもよい。この図4の処理は、携帯機器10Aと、サーバ20との通信が成立した状態で開始される。

[0039] 図4の処理では、ステップS10において、サーバ20の調整・制御部26が、携帯機器10Aからの登録開始指示が出されるまで待機する。この場合、携帯機器10Aのユーザが、入力部12を介してユーザ登録の開始ボタンを押すなどした段階で、ステップS12に移行する。

[0040] ステップS12に移行すると、調整・制御部26は、通信部21を介して、携帯機器10Aに対して、プレゼント依頼者登録画面(図5参照)を送信する。このプレゼント依頼者登録画面には、図5に示すように、プレゼント依頼者の氏名、生年月日、連絡先(例えば、メールアドレス)を入力する欄、恒例イベントの有無を入力するチェックボックス、「登録」、「キャンセル」ボタンが設けられているものとする。

[0041] 次いで、ステップS14では、調整・制御部26が、携帯機器10Aのユーザによってプレゼント依頼者登録画面の各欄への入力が行われ、登録ボタンが押されるまで待機する。この場合、携帯機器10Aのユーザによって、

登録ボタンが押された段階で、ステップS 1 6に移行する。

[0042] ステップS 1 6に移行すると、調整・制御部2 6は、通信部2 1を介してプレゼント依頼者の氏名、生年月日、連絡先（メールアドレス等）、恒例イベントの有無を取得（入力）し、取得した情報をメモリ2 3に格納されているプレゼント依頼者DB（図6参照）に登録する。

[0043] なお、本実施形態では、携帯機器1 0 Aのユーザが、ユーザの子供（氏名「A A A B B B」）をプレゼント依頼者（依頼者ID=0 0 1）として登録したものとして以下説明する。ただし、これに限らず、ユーザは、ユーザ自身あるいは子供以外の他人をプレゼント依頼者として登録することとしてもよい。

[0044] ここで、恒例イベントとは、プレゼント依頼者の生年月日とカレンダー部2 4の情報とから自動的に抽出することが可能なイベント（例えば誕生祝い、入学祝い、クリスマスといったイベント）を意味する。したがって、ユーザが、プレゼント依頼者登録画面において、恒例イベント有りのチェックボックスをチェックした場合には、調整・制御部2 6は、各恒例イベントの前にプレゼント依頼を自動的に行う、又は恒例イベントごとにプレゼント依頼を行うかを携帯機器1 0のユーザに確認するような処理を実行する。なお、プレゼント依頼者がユーザ本人である場合で、恒例イベントの前にユーザの確認を必要とせずに自動的にプレゼント依頼を行うような場合には、ユーザにとって予期せぬプレゼントを贈ることができるという効果（サプライズ効果）がある。一方、ユーザが、恒例イベント無しのチェックボックスをチェックした場合には、イベントが発生するごとにユーザ自身がプレゼント依頼を行う必要がある。

[0045] 次いで、ステップS 1 8においては、調整・制御部2 6が、プレゼント依頼者のプレゼント要求に応じてくれそうな人（候補者）を入力するための候補者入力画面（図7参照）を携帯機器1 0 Aに対して送信する。ここで、候補者入力画面には、図7に示すように、候補者の氏名、属性、生年月日、連絡先（メールアドレス等）、目安金額を入力する欄と、依頼者主体モードと

候補者主体モードのいずれかを選択するためのチェックボックス、「登録」、「次の候補者入力」、「キャンセル」ボタンが含まれているものとする。

[0046] 属性の欄には、祖父母や叔父叔母、友人（ママ友）などのカテゴリを入力することができるものとする。また、目安金額の欄には、候補者に要求できそうな金額を入力することができるものとする。なお、目安金額の欄への入力は必須であってもよいし、必須でなくてもよい。また、入力された属性ごとに目安金額が自動で入力されるようにしてもよい。なお、自動で入力された目安金額は後で修正できるようにしてもよい。

[0047] 依頼者主体モードは、携帯機器 10A のユーザやプレゼント依頼者がプレゼントの内容を指定する主導権を握るモードであり、候補者主体モードは、候補者がプレゼントの内容を決定する主導権を握るモードである。なお、例えば、属性の欄に、祖父、祖母や叔父、叔母などが入力された場合には、調整・制御部 26 は、自動的に依頼者主体モードにチェックを入れ、友人（ママ友）が入力された場合には、自動的に候補者主体モードにチェックを入れるようにしてもよい（ただし、後でユーザが変更できるものとする）。また、前述したように、プレゼント依頼者登録画面（図 5）において恒例イベント有りが選択され、かつ調整・制御部 26 がイベントごとのプレゼント依頼者への確認を行わないような場合には、調整・制御部 26 は、候補者主体モードで固定する（候補者主体モードのみ選択できる）ようにしてもよい。

[0048] 次に、ステップ S20 では、調整・制御部 26 が、携帯機器 10A 上において登録ボタンが押されるまで待機する。なお、携帯機器 10A のユーザは、候補者入力画面の「次の候補者入力」のボタンを押すことにより、複数の候補者の情報を入力できるものとする。

[0049] 携帯機器 10A のユーザが、候補者入力画面において登録ボタンを押すと、ステップ S22 に移行し、調整・制御部 26 は、入力された候補者の情報を候補者 DB（図 8 参照）に登録する。図 8 では、祖母、叔母、2 人のママ友の 4 人がプレゼント依頼者 ID「001」に対応する候補者として登録された状態が示されている（ただし、ステップ S22 の段階では、候補者 DB

の「プレゼント希望」の欄は空欄であるものとする)。

[0050] なお、本実施形態においては、属性が祖父や祖母である場合には、恒例イベントの全てにおいて候補者になるというルールが調整・制御部26において定められているものとする。また、属性が叔父叔母である場合には、恒例イベントのうち入学式や成人式において候補者になり、属性がママ友である場合には、恒例イベントのうちクリスマスにおいて候補者になるというルールが調整・制御部26において定められているものとする。ただし、これに限らず、携帯機器10のユーザが、各属性ごとに候補者になるイベントのルールを定めることができるようにしてもよい。

[0051] 次いで、ステップS24では、調整・制御部26が、プレゼント依頼者の追加があるかをユーザに問い合わせるための画面（依頼者追加確認画面：図9(a)参照）を携帯機器10Aに対して送信する。次いで、ステップS26では、調整・制御部26は、ユーザによって「はい」、「いいえ」のいずれのボタンが押されたかを確認することで、プレゼント依頼者の追加があるか否かを判断する。ここでの判断が肯定された場合（「はい」が押された場合）には、ステップS12に戻り、ステップS12～S26の処理・判断を繰り返す。一方、ステップS26の判断が否定された場合（「いいえ」ボタンが押された場合）には、ステップS28に移行する。

[0052] ステップS28に移行すると、調整・制御部26は、ユーザが設定した候補者がプレゼント依頼者になった場合に、ユーザ自身が当該プレゼント依頼者に対してプレゼントをあげることを希望するかどうかを問うメッセージ画面（図9(b)参照）を通信部21を介して携帯機器10Aに対して送信する。なお、メッセージ画面には、図9(b)に示すように、「候補者に対してプレゼントをあげることを希望しますか？」などのメッセージと、「希望する」、「希望しない」ボタンとを含まれているものとする。この場合、携帯機器10Aのユーザは、「希望する」、「希望しない」ボタンのいずれかを押すものとする。

[0053] 次いで、ステップS30では、調整・制御部26が、携帯機器10Aのユ

ーザが「希望する」ボタンを押したか否かを判断する。ここでの判断が否定された場合には、図4の全処理を終了するが、肯定された場合（プレゼントする候補者として自薦した場合）には、ステップS32に移行する。

[0054] ステップS32に移行すると、調整・制御部26は、通信部21を介してプレゼント要求があった場合に受諾する可能性のある人の入力（チェック）を行うための画面（プレゼント希望登録画面：図10参照）を携帯機器10Aに対して送信する。次いで、ステップS34では、調整・制御部26が、携帯機器10Aのユーザによって登録ボタンが押されるまで待機し、押された段階で、ステップS36に移行する。なお、本実施形態では、図10の画面上において祖母、叔母、ママ友の全てにチェックを入れた状態で登録ボタンが押されたものとする。

[0055] ステップS36に移行すると、調整・制御部26は、候補者DB（図8）のうち、図10のプレゼント希望登録画面上でチェックされた候補者に対応するプレゼント希望の欄に「○」を登録し、チェックされていない候補者に対応するプレゼント希望の欄に「?」を登録する。その後は、図4の全処理を終了する。

[0056] なお、図7の候補者入力画面上において候補者を登録する際に、プレゼントをあげることを希望するか否かを入力できるようにしてもよい。この場合、図4のステップS30～S36を省略することができる。

[0057] なお、詳細は図11の処理の説明において述べるが、図4のステップS22で候補者として登録したユーザであっても、当該ユーザが受諾しない限りは、プレゼント要求対象のユーザ（被依頼者又は真の候補者と呼ぶ）にはならないものとする。

[0058] （候補者の受諾を得るための処理）

次に、図11に基づいて、調整・制御部26によって行われる候補者の受諾を得るための処理について説明する。なお、図11の処理は、図4の処理において新たな候補者が候補者DB（図8）に登録された後に開始される処理である。

- [0059] 図11の処理では、ステップS102において、調整・制御部26が、図4のステップS22で登録された候補者の携帯機器10Bに対し、通信部21を介して、連絡画面（図12（a）参照）をメール等により送付する。なお、連絡画面には、候補者となることを受諾するか否かを問うメッセージと、登録内容（図4のステップS22で登録された内容）と、「受諾する」、「受諾しない」ボタンと、回答希望期限（図12（a）では1週間）の記載が含まれている。なお、候補者として受諾した場合でも、プレゼント依頼の連絡があるだけであり、必ずしもプレゼントをしなくてはならないというものではない。したがって、図12（a）の連絡メールにその旨を記載しておいてもよい。
- [0060] 次いで、ステップS104では、調整・制御部26が、候補者から回答があったか否かを判断する。ここでの判断が肯定された場合には、ステップS112に移行するが、判断が否定された場合には、ステップS106に移行する。なお、候補者は、図12（a）の連絡画面の登録内容を編集した上で、「受諾する」ボタンを押すこともできるものとする。
- [0061] ステップS104の判断が否定されてステップS106に移行すると、調整・制御部26は、所定時間経過したか否かを判断する。なお、ここでの所定時間とは、回答期限よりも短い期限で、回答期限から導き出される連絡画面を再送するのに適した時間（例えば、回答期限までの時間を所定数（例えば4）で除した時間）であるものとする。ここでの判断が肯定された場合には、ステップS108に移行し、調整・制御部26は、回答期限内であるか否かを判断する。ここでの判断が肯定された場合には、ステップS102に戻る。一方、ステップS108の判断が否定された場合、すなわち、所定回数（例えば3回）連絡画面を送信したにもかかわらず、回答期限内に回答が得られなかった場合には、ステップS110に移行する。
- [0062] ステップS110に移行した場合、調整・制御部26は、候補者が受諾を拒否したものと判定し、ステップS112に移行する。
- [0063] ステップS112に移行した場合、調整・制御部26は、候補者による登

録内容の編集有無を確認する。なお、本実施形態においては、ママ友「KK K L L L」からクリスマスに加えて誕生会のイベント追加があったものとする。

[0064] 次いで、ステップS 1 1 4では、調整・制御部2 6は、候補者の回答内容（受諾したこと）と、登録内容と、回答期限と、を記載した確認画面（図1 2（b）参照）を携帯機器1 0 Aのユーザ又はプレゼント依頼者（ここでは、携帯機器1 0 Aのユーザとする）に送信する。なお、候補者が受諾を拒否した場合には、調整・制御部2 6は、例えば、図1 2（c）に示すような画面をユーザ又はプレゼント依頼者に送信するものとする。

[0065] 次いで、ステップS 1 1 6では、調整・制御部2 6は、携帯機器1 0 Aのユーザから回答があったか否かを判断する。ここでの判断が肯定された場合には、ステップS 1 1 8に移行するが、判断が否定された場合には、ステップS 1 2 4に移行する。なお、携帯機器1 0 Aのユーザが図1 2（c）においてOKボタンを押した場合にも、ステップS 1 1 6の判断は肯定されることになる。

[0066] ステップS 1 1 6の判断が否定されてステップS 1 1 8に移行すると、調整・制御部2 6は、所定時間経過したか否かを判断する。なお、ここでの所定時間とは、回答期限よりも短い期限で、回答期限から導き出される確認画面を再送するのに適した時間（例えば、回答期限までの時間を所定数（例えば4）で除した時間）であるものとする。ここでの判断が肯定された場合には、ステップS 1 2 0に移行し、調整・制御部2 6は、回答期限内であるか否かを判断する。ここでの判断が肯定された場合には、ステップS 1 1 4に戻る。一方、ステップS 1 2 0の判断が否定された場合、すなわち、所定回数（例えば3回）連絡画面を送信したにもかかわらず、回答期限内に回答が得られなかった場合には、ステップS 1 2 2に移行する。

[0067] ステップS 1 2 2では、調整・制御部2 6は、携帯機器1 0 Aのユーザが受諾を拒否したものと判定し、ステップS 1 2 4に移行する。

[0068] ステップS 1 2 4に移行すると、調整・制御部2 6は、候補者に対して携

帯機器 10A のユーザによって受諾されたこと又は拒否されたことの連絡をメール等を用いて行う。そして、次のステップ S126 では、調整・制御部 26 は、携帯機器 10A のユーザと候補者との間で受諾し合った場合には、その受諾内容を図 13 に示す真の候補者 DB に格納する。なお、図 13 には、祖母「AAACC」^C、叔母「DDDFFF」^F が、登録内容を編集せずに候補者になることを受諾し、ママ友「KKKLLL」^L が、登録内容を編集して候補者になることを受諾した場合の例が示されている。以上の処理により図 11 の全処理が終了する。

[0069] なお、図 11 の処理開始段階において、プレゼント依頼者「AAA BBB」^B に対してプレゼントをあげることが希望する人が別に存在する場合（図 8 の候補者 DB で、AAA BBB に対するプレゼント希望を表明している場合）もある。このような場合には、当該プレゼントをあげることが希望する人（ここでは、従兄弟とする）の携帯機器に対して、図 12 (a) と同様の連絡画面を送信することとしてもよい。この場合、図 11 の処理を経ることで、プレゼントをあげることが希望する従兄弟を真の候補者 DB（図 13）に登録することが可能となる。

[0070] （プレゼント依頼処理）

次に、図 14 のフローチャートに沿って、候補者に対してプレゼントを依頼する処理について詳細に説明する。なお、図 14 の処理は、プレゼントに関するイベントの数週間前になった段階で開始される処理であるものとする。以下においては、一例として、プレゼント依頼者（AAA BBB）^B の誕生日の数週間前になった場合について説明する。

[0071] 図 14 の処理では、まず、ステップ S202 において、調整・制御部 26 は、図 6 のプレゼント依頼者 DB を参照してプレゼント依頼者に対する連絡を行う。この場合、調整・制御部 26 は、通信部 21 を介して、プレゼント依頼者（又は携帯機器 10A のユーザ）に対して、図 15 に示すようなイベント連絡画面を送信する。なお、図 15 のイベント連絡画面には、プレゼント依頼をするかしないかを回答するためのボタンと、欲しいものを入力する

欄と、画像を添付する欄と、送信ボタンとが含まれる。

[0072] 次いで、ステップS204では、調整・制御部26が、回答があるまで待機する。なお、ここでは、図11のステップS104～S110、S116～S122と同様、回答期限を設定し、回答がなければ当該回答期限内に連絡画面を複数回送信するようにしてもよい。この場合、回答期限内に回答がなければ、調整・制御部26は、プレゼント依頼を行わない、又は依頼者主体モードを候補者主体モードに変更して依頼する、などすることとしてもよい。

[0073] なお、本実施形態においては、プレゼント依頼者「A A A B B B」から欲しいものとして「赤い自転車」の回答が得られ、プレゼント依頼者「A A A B B B」の最近の画像が添付されていたものとする。

[0074] ステップS206に移行した場合、調整・制御部26は、回答が肯定的であったか否か（「依頼する」にチェックが入っているか否か）を判断する。ここでの判断が否定された場合には、図14の全処理を終了するが、肯定された場合には、ステップS208に移行する。

[0075] ステップS208に移行すると、調整・制御部26は、図13の真の候補者DBを参照して、イベント「誕生日」に対応する候補者を確認する。ここでは、図13から、祖母「A A A C C C」、叔母「D D D F F F」、ママ友「K K K L L L」が候補者として確認されることになる。また、調整・制御部26は、不図示の属性－グループ対応表等を用いて、祖母と叔母は「親族」のグループに属し、ママ友は「友人」のグループに属することについて確認する。なお、グループの確認を行うのは、同一のグループに属している候補者であれば、複数の候補者が集まってプレゼントすることにより個別にプレゼントするよりも高価なプレゼントができる一方、異なるグループの候補者が集まってプレゼントすることは現実的には少ないからである。また、グループを作ることにより居住地が離れていたとしても、同一のグループの属している候補者がプレゼント依頼者に対してプレゼントを行うことができる。更に、調整・制御部26は、図13の真の候補者DBを参照して、祖母「

AAACCC」、叔母「DDDDFFF」が「依頼者主体モード」であり、ママ友「KKKLLL」が「候補者主体モード」であることを確認する。

[0076] 次いで、ステップS210では、調整・制御部26が、プレゼントのプレゼント要求があったことを候補者へ連絡するとともに、プレゼントに関する情報提供および収集を行う。具体的には、調整・制御部26は、図16のフローチャートに沿った処理を実行する。

[0077] 調整・制御部26は、図16のステップS302において、「親族」グループの祖母及び叔母に対して、プレゼント依頼者「AAA BBB」が欲しいものの情報と、依頼者の画像を含む依頼画面（図17（a）参照）を送信する。具体的には、図17（a）に示すように、調整・制御部26は、誕生日に欲しいプレゼントの名称「赤い自転車」と、メモリ23に記憶されている又はネットワーク80を介して外部（例えばクチコミ情報部40など）から取得した赤い自転車の画像と、プレゼント依頼者から送付された画像とを含めた依頼画面を作成して、送信する。なお、調整・制御部26は、依頼画面を作成する際に、図17（b）に示すように、プレゼント依頼者「AAA BBB」と同じ年齢の子供が赤い自転車に乗っている画像や情報をクチコミ情報部40から取得して添付してもよいし、図17（c）に示すように、同じ年齢の子供が赤い自転車に乗っている画像にプレゼント依頼者の顔の画像を合成して添付してもよい。この場合の画像合成は、図2の画像処理部25が行うものとする。このようにすることで、祖母や叔母は、プレゼントした商品を使用するプレゼント依頼者の様子をイメージしやすくなる。なお、調整・制御部26は、依頼画面において、購入金額の負担について問い合わせることとしてもよい。この場合、一例として、均等、お任せ、50%、5千円などから選択できるようにしておけばよい。

[0078] 次いで、ステップS304では、調整・制御部26が、通信部21を介して、「友人」グループのママ友「KKKLLL」に対して、プレゼント依頼者「AAA BBB」の誕生日のプレゼント依頼通知と、プレゼントに関する情報提供を含む依頼画面（図18参照）を送信する。

[0079] 例えば、プレゼントに関する情報提供として、プレゼント依頼者が受け取ったことがある物、最近買った物の情報を提供すれば、プレゼントが過去のプレゼントと重複するのを防止することができる。また、プレゼントに関する情報提供として、受け取った又は買ったプレゼントの履歴から導き出される、プレゼント依頼者が嗜好するジャンル（ゲームやDVDなど）の情報を提供すれば、プレゼントする物を決める際の参考となる。

[0080] この場合、ママ友「KKKKLLL」は、図18の依頼画面上において情報提供内容を確認した上で、「希望商品」や「希望しない商品」の欄にプレゼントしたい又はしたくない商品名を記入した後に「受諾する」ボタンを押すか、あるいは何も記入せずに「受諾しない」ボタンを押すことになる。なお、「希望しない商品の欄」に記入する事項は、プレゼント依頼者に関する情報（プレゼント依頼者が欲しがらないであろう商品の情報）であるといえる。

[0081] 次いで、ステップS306では、調整・制御部26は、各グループに属する全員から回答があるまで待機する。なお、ここでは、図11と同様、回答期限を設けたり、回答期限内に複数回依頼画面を送ったりすることとしてもよい。また、回答期限内に回答がなかった場合には、拒否したものと判断してもよい。なお、本実施形態では、全ての候補者からプレゼント要求を受諾する旨の回答があったものとする。その後は、図14のステップS212に移行する。

[0082] なお、プレゼント要求を承諾する回答を行う場合に、候補者など（ママ友であれば、候補者の子供）の画像を添付できるようにしてもよい。この場合、携帯機器10Bの不図示のメモリに格納されている画像を添付するようにしてもよいし、撮像部33を用いて撮像した画像を添付するようにしてもよい。なお、サーバ20のメモリ23に、候補者などの画像データが既に記憶されているような場合には、画像の添付を省略してもよい。なお、添付された画像の利用方法については後述する。

[0083] なお、ステップS202に先駆けて上記ステップS210の処理を行うよ

うにしてもよい。この場合、候補者の人数が決定してからステップS202を行うことになる。

[0084] 次いで、ステップS212では、調整・制御部26が、ステップS210で取得した候補者の回答に基づき、候補者の決定及び情報の整理を行う。本実施形態では、図19(a)の受諾者テーブル(親族)に示すように、2名の候補者が赤い自転車を購入することを受諾し、祖母「A A A C C C」の希望金額が「おまかせ」、叔母「D D D F F F」の希望金額が「1万円」であったものとする。ここで、調整・制御部26は、親族の等級に基づいてプレゼント金額の総額および負担額の調整をするものとする。具体的には、プレゼント依頼者にとって祖母は第2親等であり、叔母は第3親等である。したがって、調整・制御部26は、例えば、叔母の希望金額「1万円」に基づいて、祖母の希望金額を叔母の金額の1.5倍(1万5千円)とするなどすればよい。なお、同一親等の候補者が複数存在し、各候補者の希望金額が「おまかせ」であった場合には、同一金額にすればよいし、同一親等の候補者が複数存在し、希望金額がバラバラであった場合には、最も低い希望金額で統一するようにしてもよい。また、商品の購入金額となるように各候補者の金額を調整(例えば、各候補者に対して同一金額を上乗せしたり、希望金額に応じた割合で上乗せするなど)してもよい。

[0085] また、調整・制御部26は、図19(b)の受諾者テーブル(友人)に示すように、「友人」グループのママ友「K K K L L L」が、プレゼント要求に同意したことと、希望しない商品として最新のゲームソフト名「X X X X」が入力されたことを確認する。なお、希望しない商品として入力される商品は、例えば、ママ友「K K K L L L」の子供が購入済みであり、プレゼントしてしまうと友達同士で重複してしまう商品などが想定される。

[0086] 次いで、図14のステップS214では、調整・制御部26は、1人の候補者(受諾者)を特定する。

[0087] 次いで、ステップS216では、調整・制御部26は、特定した候補者が、依頼者主体モードか候補者主体モードかを判断する。ここでの判断が肯定

された場合（特定した候補者が祖母や叔母であった場合）には、ステップS 218に移行する。

[0088] ステップS 218に移行すると、調整・制御部26は、プレゼント依頼者（又は携帯機器10Aのユーザ）に対して赤い自転車に関する情報を提供して（図20の選択画面参照）、ユーザにプレゼントを決定してもらう。例えば、調整・制御部26は、図20に示すように、調整・制御部26が調整した金額以下の自転車の情報をクチコミ情報部40から収集して、3車種程度の自転車の画像や仕様、クチコミ情報をユーザに送付する。この場合、本願出願人が特願2012-45848号にて提案したように、クチコミ情報部40が信頼性の高いクチコミ情報を取得して、ユーザに信頼性の高いクチコミ情報を送付すれば、本情報処理システム1の信頼性を向上させることができる。

[0089] 次に、ステップS 220では、調整・制御部26が、回答があるまで待機する。なお、調整・制御部26は、図11と同様、回答期限を設定してもよいし、回答期限内に図20の選択画面を複数回送信してもよい。回答期限内に回答がなければ、調整・制御部26が、最も人気のある車種やクチコミの評価が最も高い車種を自動的に選択することとしてもよいし、候補者（受諾者）に車種を選択させてもよい。その後は、ステップS 226に移行する。

[0090] 一方、ステップS 216の判断が否定された場合（候補者主体モードであった場合）には、ステップS 222に移行し、調整・制御部26は、候補者であるママ友「KKKLLL」へ情報提供を行う。この場合、調整・制御部26は、ママ友の候補者が希望商品を入力していた場合には、その商品の情報をママ友の候補者に提供する。一方、希望商品が入力されなかった場合には、調整・制御部26は、希望しない商品を除外したうえで、友人グループの購入品として、親族グループの購入品に関連する商品の情報を提供する。本実施形態では、親族グループの購入品が「赤い自転車」であるので、調整・制御部26は、赤い自転車に合った色のヘルメット（2千円程度）の情報

(図 2 1 に示すような情報提供画面) をママ友「K K K L L L」に対して提供するものとする。

[0091] 次いで、ステップ S 2 2 4 では、調整・制御部 2 6 が、回答があるまで待機する。なお、この場合においても、調整・制御部 2 6 は、回答期限を設定してもよいし、回答期限内に図 2 1 の選択画面を複数回送信してもよい。なお、回答期限内に回答がない場合や、回答はあったものの拒否された場合には、調整・制御部 2 6 が、設定された金額で子供に人気のある商品の情報をクチコミ情報部 4 0 から入手して、再度、情報提供を行うようにしてもよい。なお、候補者（受諾者）が複数存在する場合には、回答期限内に少なくとも 1 人から回答があれば、その回答を全員の総意として扱うこととしてもよい。なお、ステップ S 2 2 4 の後は、ステップ S 2 2 6 に移行する。

[0092] ステップ S 2 2 0 又は S 2 2 4 の処理を経て、ステップ S 2 2 6 に移行すると、調整・制御部 2 6 は、候補者（受諾者）全員を特定したか否かを判断する。ここでの判断が否定された場合には、ステップ S 2 2 8 において、次の候補者（受諾者）を特定した後、ステップ S 2 1 6 に移行する。その後は、ステップ S 2 1 6 ～ S 2 2 8 の処理・判断を繰り返し、ステップ S 2 2 6 の判断が肯定された段階で、ステップ S 2 3 0 に移行する。なお、ステップ S 2 1 4 ～ S 2 2 8 の処理は、候補者（受諾者）全員に対して同時にステップ S 2 1 6 ～ S 2 2 4 の処理を実行し、全員の回答が得られた段階で、ステップ S 2 3 0 に移行するような流れとしてもよい。

[0093] ステップ S 2 3 0 に移行すると、調整・制御部 2 6 は、ステップ S 2 2 0 , ステップ S 2 2 4 の回答に基づいて購入品を決定する。ここでは、親族グループの購入品として赤い自転車が決定され、友人グループの購入品としてヘルメットが決定されたものとする。なお、依頼者がヘルメットを既に所有している場合も考えられるので、候補者主体モードで決定された商品については、プレゼント依頼者に対して所有の有無を問い合わせるようにしてもよい。

[0094] 次いで、ステップ S 2 3 2 では、調整・制御部 2 6 が、通信部 2 1 を介し

て不図示の購入サイトに対して自転車とヘルメットの購入手続きを行うとともに、画像添付処理を行う。この場合、画像処理部25は、プレゼントの自転車に添付する画像を作成するために、プレゼントする自転車の画像の周りに、祖母や叔母の顔の画像を配置した合成画像を作成する。同様に、画像処理部25は、プレゼントのヘルメットの画像の周りにママ友「KKKLLL」の子供の顔の画像を配置した合成画像を作成する。そして、調整・制御部26は、不図示の購入サイトに対して購入手続きをする際に、画像処理部25が作成した合成画像を添付して、当該合成画像をプレゼントに添付する（メッセージカードのようにプレゼントと同封する）旨を連絡する。なお、調整・制御部26は、後日、候補者（受諾者）に対して、購入金額を請求する。この場合、調整・制御部26は、例えば、振込先を記載したメールを各候補者（受諾者）に送付するなどすればよい。

[0095] 以上、詳細に説明したように、本実施形態によると、調整・制御部26は、通信部21を介して、複数の候補者に商品の共同購入に関する情報を提供し、調整・制御部26は、商品に関する調整を行うので、複数の候補者がプレゼントを共同購入する場合であっても、購入商品の調整や支払額の調整などにより、共同購入を簡易に行うことが可能となる。このため、高価なプレゼント（カメラや携帯端末などのデジタル機器）をもらうことが可能となり、また、デジタル機器のアクセサリ（レンズ、スピーカ、ヘッドホン、記憶媒体）を合わせてもらうことが可能となる。

[0096] また、本実施形態では、調整・制御部26は、商品の決定に関してプレゼント依頼者を主導にするか候補者を主導にするか（依頼者主体モードにするか候補者主体モードにするか）を、例えば候補者の属性に基づいて定めることから、候補者の属性に応じた適切な商品の決定が可能である。

[0097] また、本実施形態では、調整・制御部26は、プレゼント依頼者に関する情報（例えば、図18の依頼画面に表示されている情報）を複数の候補者に提供するため、候補者は、当該提供された情報に基づいて、購入したい商品（希望商品）を決定したり、購入したくない商品（希望しない商品）を決定

したりすることができる。

[0098] また、本実施形態では、調整・制御部26は、図18の依頼画面を用いて、複数の候補者からプレゼント依頼者に関する情報や商品に関する情報（例えば、希望しない商品の情報）を収集するので、候補者の有する情報に基づいて、プレゼントする商品を決定することが可能となる。

[0099] また、調整・制御部26は、複数の候補者をプレゼント依頼者に対する属性に基づいて複数のグループ（親族グループや友人グループ）にグルーピングし、複数のグループごとに、異なる情報を提供する。これにより、共同購入が属性の近い人の集まり（グループ）ごとに行われることになるため、円滑な共同購入を実現することができる。

[0100] また、調整・制御部26は、図8に示すように、各候補者に応じて設定されたイベントの情報に基づいて、複数の候補者にプレゼントに関する情報を提供するので、イベントごとに適切なプレゼントのやりとりを行うことができる。

[0101] また、本実施形態では、調整・制御部26が、複数の候補者の画像や商品の画像を取得し、これらを用いてプレゼントに添付する画像を画像処理部25に合成させるので、プレゼントに添付する添付書類（メッセージカードなど）を簡易に作成することができる。

[0102] また、調整・制御部26は、プレゼント依頼者の画像を用いて図17に示す依頼画面を作成するので、候補者は、当該画像を見ることで、プレゼントした商品を使用するプレゼント依頼者の様子を容易にイメージすることができる。

[0103] また、本実施形態では、調整・制御部26は、親族グループの購入品又は購入予定品に関する情報に基づいて、友人グループに親族グループの購入品又は購入予定品に関連する商品の情報を提供するので、プレゼント依頼者は、自己が主導して選んだ商品とそれに関連する商品とを1つのイベントにおいてもらうことができる。

[0104] なお、調整・制御部26は、親族グループに情報を提供するタイミングを

、友人グループに情報を提供するタイミングよりも早くする、すなわち、親族グループの購入商品が決定した後に友人グループに情報を提供するようにしてもよい。このようにすることで、親族グループの購入商品に付随する商品を友人グループが贈る商品として決定するなどすることができる。

[0105] なお、プレゼント依頼者は、買い替えを必要とする商品がある場合には、その型番と、最新機種が欲しい旨を入力することとしてもよい。この場合、調整・制御部26が、型番に対応する最新機種の情報を候補者に提供するようにすればよい。

[0106] なお、上記実施形態では、イベントごとのプレゼント依頼に応じてプレゼントの調整を行う場合について説明したが、これに限られるものではない。例えば、候補者が旅行をしていることがサーバ20に入力された場合には、調整・制御部26は、プレゼント依頼者に対して、プレゼント（おみやげ）を欲しいか否かを問い合わせることとしてもよい。この場合、プレゼント依頼者が、欲しいおみやげのジャンルや商品名などを携帯機器10Aの画面上で入力すれば、調整・制御部26は、当該入力された情報を候補者に対して通知することができる。これにより、プレゼント依頼者の希望に沿ったおみやげを購入することができるようになる。

[0107] また、上記実施形態では、イベントが予め定められているような場合について説明したが、これに限られるものではない。例えば、生年月日などからは予測できないようなイベント（例えば、合唱コンクールで優勝した場合など）が発生したような場合には、プレゼント依頼者からのイベントの入力に応じて、調整・制御部26は、臨時のプレゼント依頼を行うようにしてもよい。また、プレゼント依頼者に臨時のイベントが発生したことに、候補者が気づいたときには、候補者がその旨をサーバ20に登録できるようにしてもよい。この場合、調整・制御部26は、当該登録された臨時のイベントに対するプレゼント依頼を、候補者の全て又は少なくとも一部に対して行うこととすればよい。

[0108] なお、プレゼント依頼者がブログやtwitterやSNSなどを行っている場合

には、調整・制御部26は、これらからプレゼント依頼者の情報（好きなジャンルや最近購入した商品、嗜好など）を取得して、プレゼントの候補を選定するようにしてもよい。

[0109] また、上記実施形態では、依頼者主体モードにおいて、プレゼント依頼者が「赤い自転車」との要求を出す場合について説明したが、これに限られるものではない。例えば、プレゼント依頼者は、メーカーや、型番、値段などを指定してプレゼント依頼することとしてもよい。この場合において、候補者側の予算が、指定された値段よりも高い場合には、調整・制御部26は、指定された型番に基づいてアップグレードの調整を行い、候補者側の予算が指定された値段よりも低い場合は、調整・制御部26はダウングレードの調整を行うようにしてもよい。

[0110] また、上記実施形態では、プレゼントする商品の決定やプレゼントの購入まで、サーバ20が行う場合について説明したが、これに限られるものではない。例えば、プレゼントの決定までをサーバ20側で行い、実際の購入は候補者に行わせるようにしてもよい。この場合、調整・制御部26は、携帯機器10BのGPSモジュール34の位置情報のログ（候補者が普段生活している位置範囲）に基づいて、商品を購入する店舗を調整（決定）し、通信部21を介して、携帯機器10Bに対して店舗の所在に関する位置情報を提供するようにしてもよい。また、店舗の所在とともに、クチコミ情報部40によりその店舗のクチコミ情報を提供するようにしてもよい。この場合、特に、店舗の候補が複数ある場合には、クチコミ情報によりそれぞれの店舗を比較することができる。

[0111] なお、上記実施形態では、情報処理システム1を私生活において利用する場合について説明したが、これに限られるものではない。例えば、情報処理システム1をビジネスに使用することとしてもよい。この場合、恒例のイベントとしてお中元やお歳暮などを加えてもよく、カレンダー部24から予測できないイベントとして、昇進や退職（寿退職など自己都合の退職）、出産などを加えてもよい。

[0112] また、上記実施形態では、携帯機器 10 として、電話機能のある片手サイズの大きさの機器を採用した場合について説明したが、これに限らず、タブレット型コンピュータやパーソナルコンピュータを採用してもよい。

[0113] なお、上記実施形態では、サーバ 20 が、共同購入に関する各種処理を行う場合について説明したが、これに限らず、上記実施形態においてサーバ 20 が行っていた処理を携帯機器 10 A 内の制御部 16 が行うこととしてもよい。

[0114] 上述した実施形態は本発明の好適な実施の例である。但し、これに限定されるものではなく、本発明の要旨を逸脱しない範囲内において種々変形実施可能である。

符号の説明

- [0115]
- 10 携帯機器
 - 20 サーバ
 - 21 通信部
 - 23 メモリ
 - 25 画像処理部
 - 26 調整・制御部

請求の範囲

- [請求項1] 複数の候補者に商品の共同購入に関する情報を提供する情報提供部と、
前記商品に関する調整を行う調整部と、を備えたことを特徴とする電子機器。
- [請求項2] 前記調整部は、前記商品の決定に関して前記商品の購入側を主導にするか、前記商品の受取り側を主導にするかを調整することを特徴とする請求項1に記載の電子機器。
- [請求項3] 前記情報提供部は、共同購入された商品を受け取る人に関する情報を前記複数の候補者に提供することを特徴とする請求項1又は2に記載の電子機器。
- [請求項4] 前記複数の候補者から前記商品を受け取る人に関する情報を収集する第1収集部を備えたことを特徴とする請求項3に記載の電子機器。
- [請求項5] 前記複数の候補者から前記商品に関する情報を収集する第2収集部を備えたことを特徴とする請求項1～4のいずれか一項に記載の電子機器。
- [請求項6] 前記調整部は、前記複数の候補者を、前記共同購入された商品を受け取る人に対する属性に基づいて複数のグループにグルーピングすることを特徴とする請求項1～5のいずれか一項に記載の電子機器。
- [請求項7] 前記情報提供部は、前記複数のグループごとに、前記商品の共同購入に関する情報として異なる情報を提供することを特徴とする請求項6に記載の電子機器。
- [請求項8] 前記複数のグループは、第1グループと、第2グループとを含んでおり、
前記情報提供部は、前記第1グループに情報を提供するタイミングと、前記第2グループに情報を提供するタイミングをずらすことを特徴とする請求項6又は7に記載の電子機器。
- [請求項9] 前記調整部は、前記商品の決定に関する調整を行うことを特徴とす

る請求項 1 ～ 8 のいずれか一項に記載の電子機器。

[請求項10] 前記調整部は、前記商品の価格に関する調整を行うことを特徴とする請求項 1 ～ 9 のいずれか一項に記載の電子機器。

[請求項11] 前記調整部は、前記商品を購入する場所に関する情報を提供することを特徴とする請求項 1 ～ 10 のいずれか一項に記載の電子機器。

[請求項12] 前記共同購入された商品を受け取る人に関する情報を記憶する第 1 記憶部を備え、

前記情報提供部は、前記第 1 記憶部に記憶された人の情報に基づいて、前記複数の候補者に前記商品の共同購入に関する情報を提供することを特徴とする請求項 1 ～ 11 のいずれか一項に記載の電子機器。

[請求項13] 前記共同購入された商品を受け取る人に関する情報は、当該受け取る人が希望する商品に関する情報、及び当該受け取る人が過去に購入した商品に関する情報の少なくとも一方を含むことを特徴とする請求項 12 に記載の電子機器。

[請求項14] イベント情報を記憶する第 2 記憶部を備え、

前記情報提供部は、前記第 2 記憶部に記憶されたイベント情報に基づいて、前記複数の候補者に商品の共同購入に関する情報を提供することを特徴とする請求項 1 ～ 13 のいずれか一項に記載の電子機器。

[請求項15] 前記複数の候補者の画像データを記憶する第 3 記憶部を備えたことを特徴とする請求項 1 ～ 14 のいずれか一項に記載の電子機器。

[請求項16] 前記第 3 記憶部は、前記商品に関する画像データを記憶することを特徴とする請求項 15 に記載の電子機器。

[請求項17] 前記第 3 記憶部に記憶されている前記複数の候補者の画像データと前記商品に関する画像データとを合成する画像合成部を備えたことを特徴とする請求項 16 に記載の電子機器。

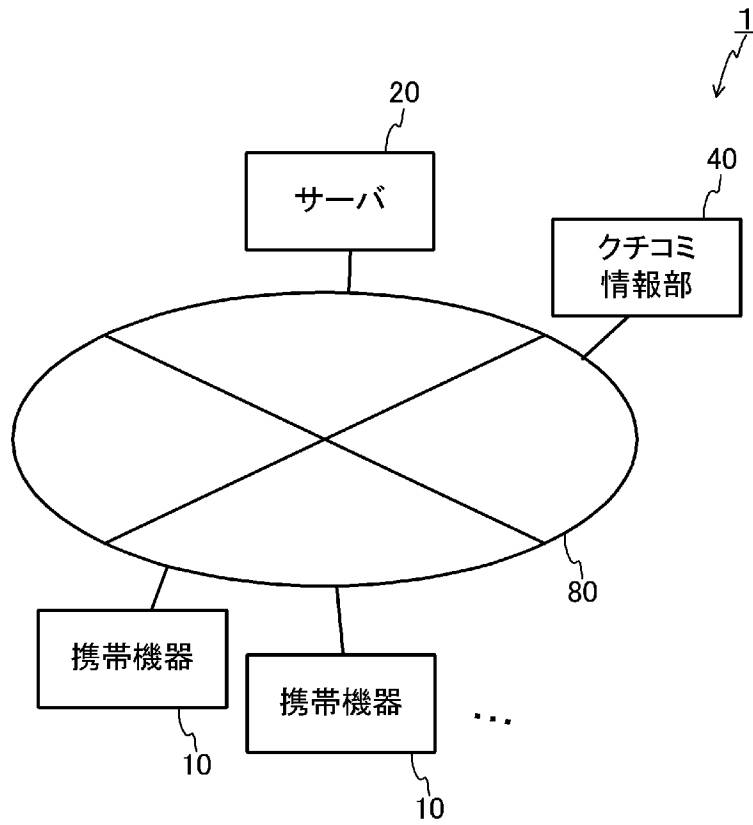
[請求項18] 前記共同購入された商品を受け取る人の画像を記憶する第 4 記憶部を備えたことを特徴とする請求項 1 ～ 17 のいずれか一項に記載の電

子機器。

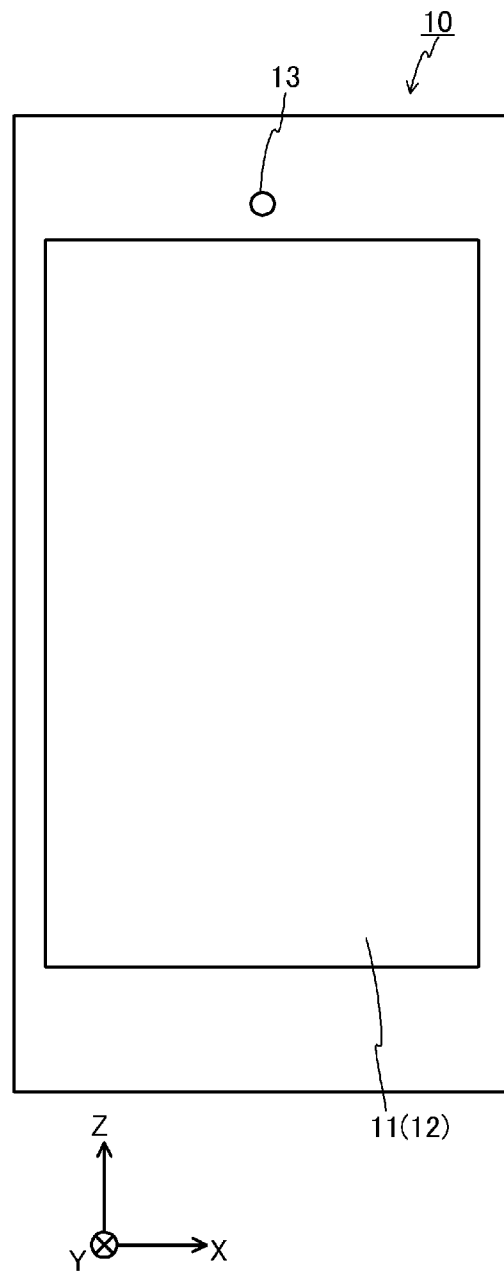
- [請求項19] 前記共同購入に関する情報を記憶する第5記憶部を備えたことを特徴とする請求項1～18のいずれか一項に記載の電子機器。
- [請求項20] 前記情報提供部は、買換えに関する情報を提供することを特徴とする請求項1～19のいずれか一項に記載の電子機器。
- [請求項21] 第1グループの購入品又は購入予定品に関する情報を取得する情報取得部と、
前記情報取得部が取得した情報に基づいて、前記第1グループとは異なる第2グループに前記第1グループの購入品又は前記購入予定品に関連する商品の情報を提供する情報提供部と、を備えたことを特徴とする電子機器。
- [請求項22] 前記第1グループと前記第2グループとの少なくとも一方のグループのメンバーを自薦又は他薦により募集する募集部を備えることを特徴とする請求項21に記載の電子機器。
- [請求項23] 前記募集部は、前記第1、第2グループが購入した商品を受け取る人からの指定により他薦メンバーを募集することを特徴とする請求項22に記載の電子機器。
- [請求項24] 前記情報提供部は、前記関連する商品の購入場所に関する情報を提供することを特徴とする請求項21～23のいずれか一項に記載の電子機器。
- [請求項25] 前記第2グループの各メンバーの位置情報を検出する位置情報検出部を備え、
前記情報提供部は、前記第2グループの各メンバーの位置情報に基づいて、前記関連する商品の購入場所に関する情報を提供することを特徴とする請求項24に記載の電子機器。
- [請求項26] 前記情報提供部は、前記第2グループの人数に関する情報に基づいて、前記関連する商品の情報を提供することを特徴とする請求項21～25のいずれか一項に記載の電子機器。

- [請求項27] 前記情報提供部は、前記関連する商品の情報として、前記第1グループの購入品又は購入予定品よりも安価な商品の情報を提供することを特徴とする請求項21～26のいずれか一項に記載の電子機器。
- [請求項28] 前記情報提供部は、前記第2グループからの要求に応じて前記関連する商品の情報を提供することを特徴とする請求項21～27のいずれか一項に記載の電子機器。
- [請求項29] イベント情報を記憶するイベント記憶部を備え、
前記情報提供部は、前記イベント記憶部に記憶されたイベント情報を前記第1、第2グループへ提供することを特徴とする請求項21～28のいずれか一項に記載の電子機器。
- [請求項30] 複数のメンバーを、各メンバーの属性に応じて前記第1グループと、前記第2グループとにグルーピングする調整部を備えたことを特徴とする請求項21～29のいずれか一項に記載の電子機器。
- [請求項31] 前記第1グループのメンバーの画像及び／又は前記第2グループのメンバーに関連する人の画像を記憶する画像記憶部を備えたことを特徴とする請求項21～30のいずれか一項に記載の電子機器。
- [請求項32] 前記第1、第2グループが購入した商品を受け取る人に対する通知情報を前記画像記憶部に記憶されている画像を用いて作成する作成部を備えたことを特徴とする請求項31に記載の電子機器。

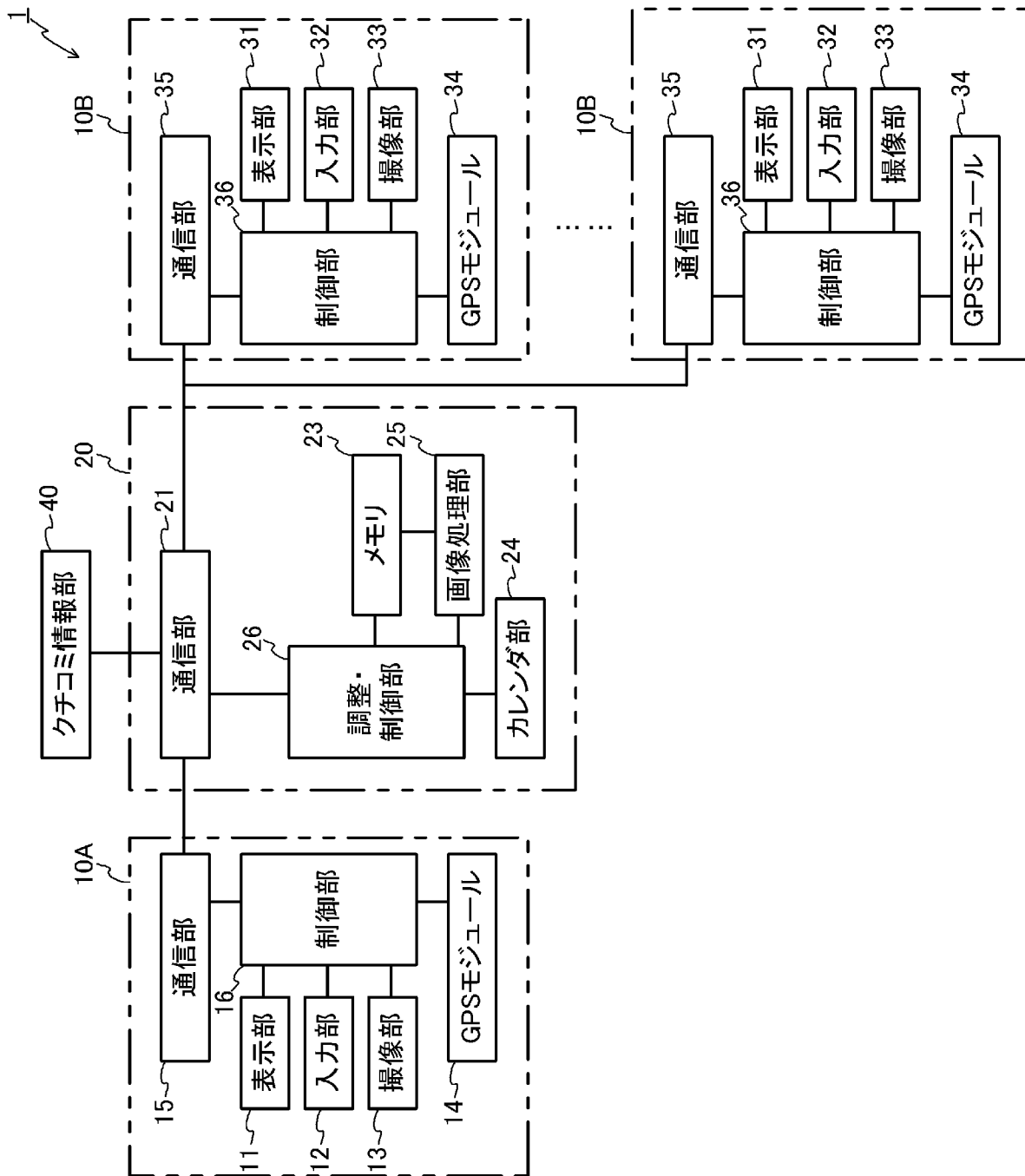
[図1]



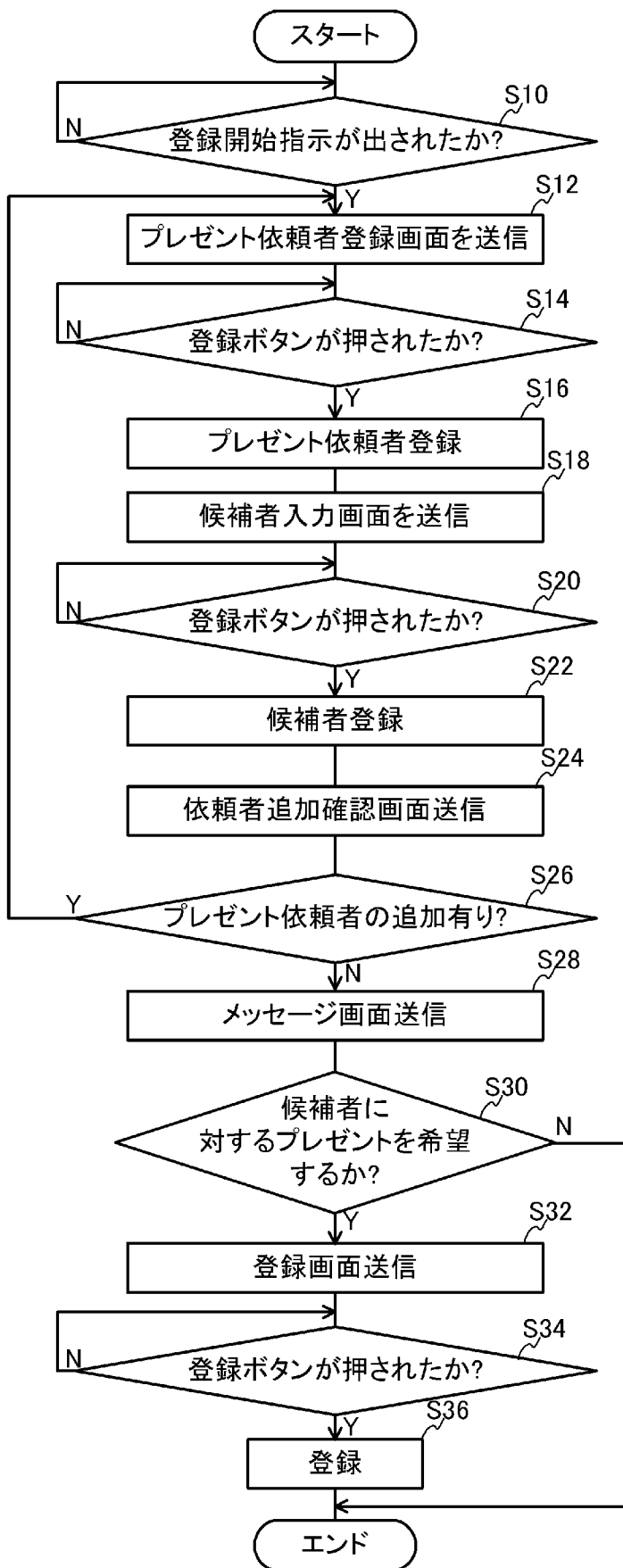
[図2]



[図3]



[図4]



[図5]

<プレゼント依頼者登録画面>

プレゼント依頼者の
情報を入力してください。

氏名

生年月日 年 月 日

メールアドレス

恒例イベント
有り 無し

[図6]

<プレゼント依頼者DB>

依頼者ID	氏名	生年月日	メールアドレス	恒例イベント
0001	AAABBB	2010040.3	AAA@xxx.com	有り

[図7]

<候補者入力画面>

プレゼントしてくれそうな人の
情報を入力してください。

氏名

属性 ▼

生年月日 年 月 日

連絡先(メールアドレス等)

目安金額
 ▼

モード
 依頼者主体モード
 候補者主体モード

[図9]

(a) <依頼者追加確認画面>

ほかに依頼者を追加しますか?

はい いいえ

(b) <メッセージ画面>

候補者に対してプレゼントを
あげることが希望しますか?

希望する 希望しない

[図10]

<プレゼント希望登録画面>

プレゼントをあげる候補者を選択して登録ボタンを押してください。

祖母 AAABBB

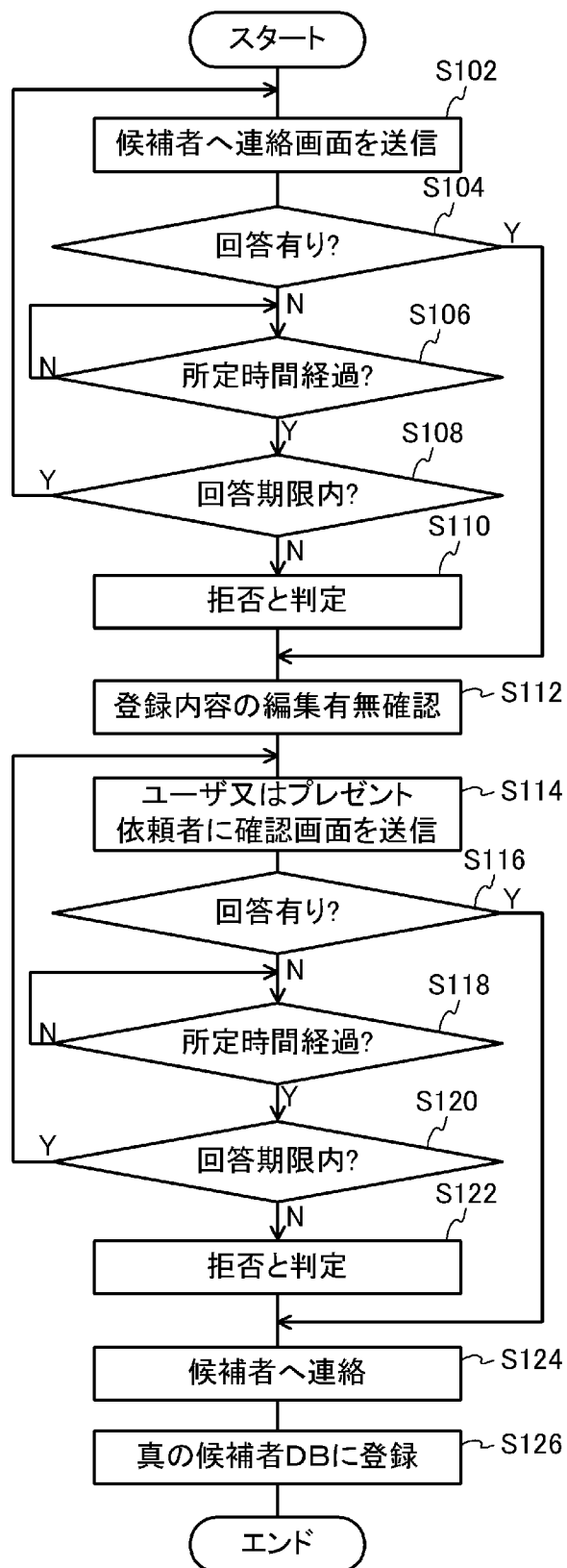
叔母 DDDFFF

ママ友 KKKLLL

登録

キャンセル

[図11]



[図12]

(a) <連絡画面>

KKKLLLさん

AAABBBさんから、以下の内容で
プレゼント依頼の候補者登録
されました。

受諾しますか？
(登録内容変更後に受諾すること
もできます)

登録内容
プレゼントイベント
入学式 成人式 誕生日
クリスマス こどもの日
バレンタインデー

目安金額
 円

※回答期限 1週間

(b) <確認画面>

AAABBBさん

KKKLLLさんから、以下の内容で
プレゼント依頼の候補者受諾が
ありました。

受諾しますか？

登録内容
プレゼントイベント
入学式 成人式 誕生日
クリスマス こどもの日
バレンタインデー

目安金額
 円

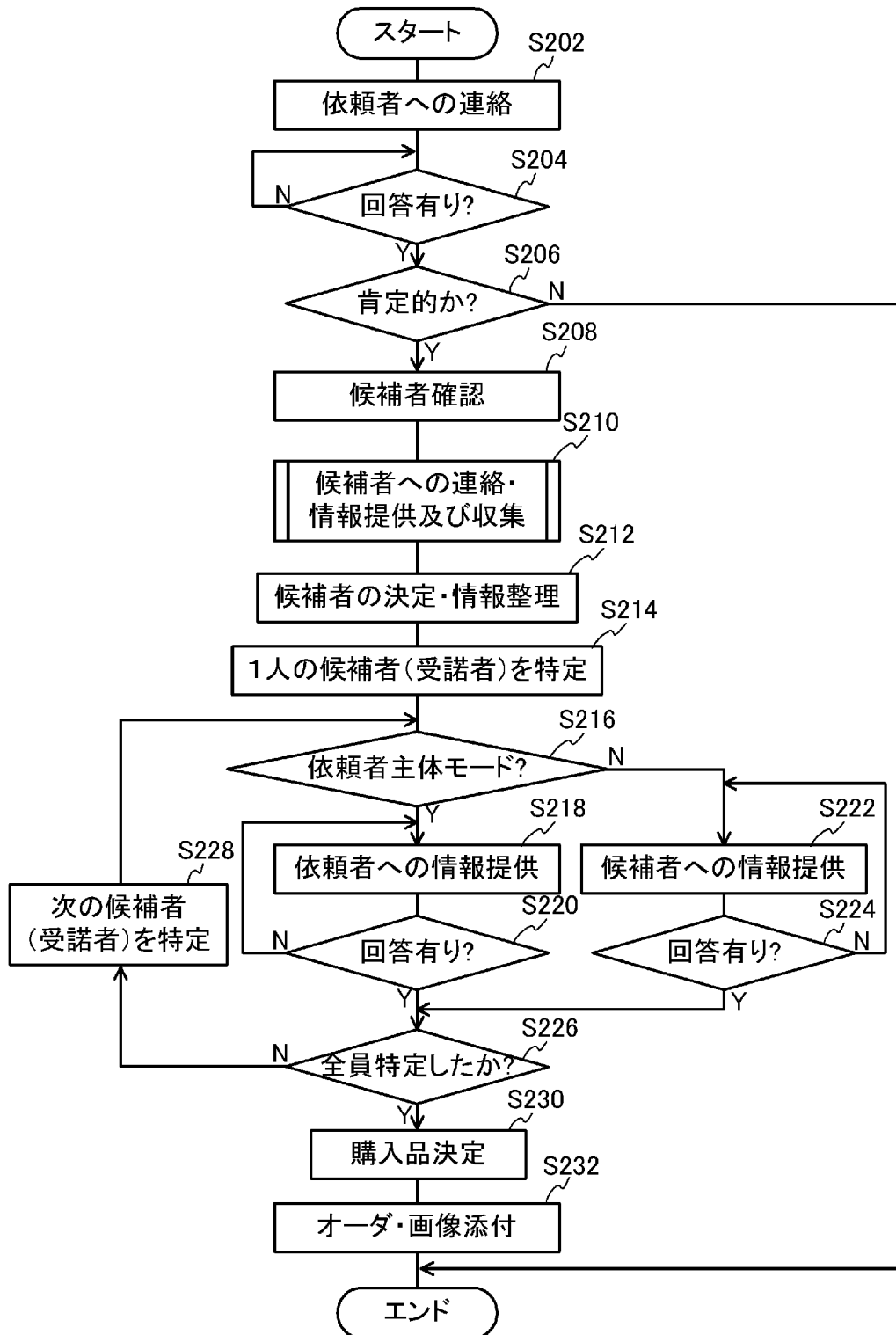
※回答期限 1週間

(c) <確認画面>

AAABBBさん

KKKLLLさんから、プレゼント依頼
の候補者受諾が拒否されました。

[図14]



[図15]

<イベント連絡画面>

AAABBBさん

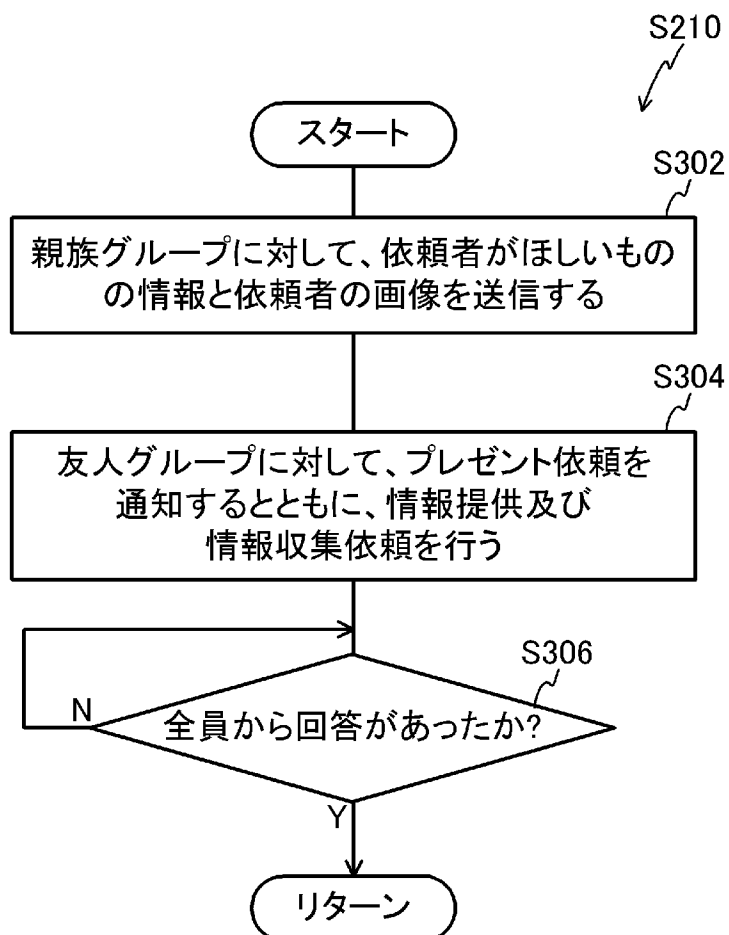
誕生日が近づいて来ました。
候補者に対してプレゼントを依頼
しますか？

- 依頼する
 依頼しない

ほしいものを入力してください。

最近のAAABBBさんの画像を
添付してください。

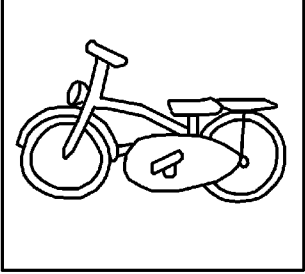
[図16]




[図17]

(a) <依頼画面>

AAABBBさんのほしいものは「赤い自転車」です。



AAABBBさんの画像

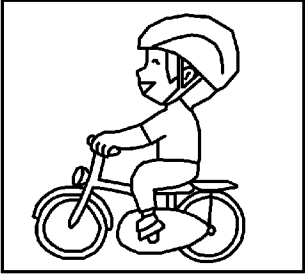


同意しますか？


はい いいえ

(b) <依頼画面>

AAABBBさんのほしいものは「赤い自転車」です。



AAABBBさんの画像



同意しますか？

はい いいえ

(c) <依頼画面>

AAABBBさんのほしいものは「赤い自転車」です。



合成画像

同意しますか？

はい いいえ

[図18]

<依頼画面>

KKKLLLさん

AAABBBさんの誕生日が近づいてきました。

プレゼントを贈ることに同意しますか？

AAABBBさんが最近プレゼントされた
又は購入したものゲーム: ... おもちゃ: ...
... 本: ...

DVD: ...

...

AAABBBさんの好きなジャンル

ゲーム、DVD

希望商品

希望しない商品

[図19]

(a)

<受諾者テーブル(親族)>

依頼者	商品	候補者(受諾者)の氏名	希望金額
AAABBB	赤い自転車	AAACCC	おまかせ
		DDDDFF	1万円

(b)

<受諾者テーブル(友人)>

依頼者	候補者(受諾者)の氏名	希望商品	希望しない商品	希望金額
AAABBB	KKKLLL	—	ゲームソフト XXXX	2000円

[図20]

<選択画面>

AAABBBさん
ほしい自転車を選択してください

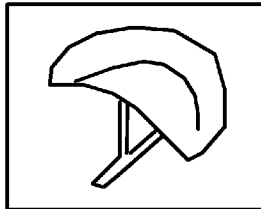


送信

[図21]

<情報提供画面>

AAABBBさん
へのプレゼントとして、



子供用ヘルメット(2000円)

はいかがですか？

同意する

拒否する

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP2013/057764

A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER

G06Q30/06(2012.01) i, G06Q30/02(2012.01) i

According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC

B. FIELDS SEARCHED

Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols)

G06Q30/06, G06Q30/02

Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched

Jitsuyo Shinan Koho	1922-1996	Jitsuyo Shinan Toroku Koho	1996-2013
Kokai Jitsuyo Shinan Koho	1971-2013	Toroku Jitsuyo Shinan Koho	1994-2013

Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used)

C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT

Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
X	JP 2003-36381 A (Justsystem Corp.), 07 February 2003 (07.02.2003), paragraphs [0031] to [0120] (Family: none)	1, 3-5, 9-12, 16, 19
Y	JP 2002-41909 A (Yoshikazu TAKAHASHI), 08 February 2002 (08.02.2002), fig. 2 & US 2002/26377 A1 & KR 10-2002/0010425 A	2
Y	JP 2006-285362 A (NIFTY Corp.), 19 October 2006 (19.10.2006), paragraph [0052] (Family: none)	13, 20

 Further documents are listed in the continuation of Box C. See patent family annex.

* Special categories of cited documents:

"A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance

"E" earlier application or patent but published on or after the international filing date

"L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified)

"O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means

"P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed

"T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention

"X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone

"Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art

"&" document member of the same patent family

Date of the actual completion of the international search
31 May, 2013 (31.05.13)Date of mailing of the international search report
11 June, 2013 (11.06.13)Name and mailing address of the ISA/
Japanese Patent Office

Authorized officer

Facsimile No.

Telephone No.

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP2013/057764

C (Continuation). DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT

Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
Y	JP 2011-90515 A (Namco Bandai Games Inc.), 06 May 2011 (06.05.2011), claim 2 (Family: none)	14
Y	JP 2007-287131 A (Rakuten, Inc.), 01 November 2007 (01.11.2007), paragraph [0022] (Family: none)	15, 18, 31, 32
X Y	JP 2012-14225 A (LOOPS Inc.), 19 January 2012 (19.01.2012), paragraph [0055]; fig. 13 & US 2011/0320348 A1	21, 22, 28, 29 24, 26, 31, 32

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP2013/057764

Box No. II Observations where certain claims were found unsearchable (Continuation of item 2 of first sheet)

This international search report has not been established in respect of certain claims under Article 17(2)(a) for the following reasons:

- 1. Claims Nos.:
because they relate to subject matter not required to be searched by this Authority, namely:

- 2. Claims Nos.:
because they relate to parts of the international application that do not comply with the prescribed requirements to such an extent that no meaningful international search can be carried out, specifically:

- 3. Claims Nos.:
because they are dependent claims and are not drafted in accordance with the second and third sentences of Rule 6.4(a).

Box No. III Observations where unity of invention is lacking (Continuation of item 3 of first sheet)

This International Searching Authority found multiple inventions in this international application, as follows:

The technical feature common to the invention in claim 1 and the invention in claim 21 is an electronic device for providing information relating to "a commodity".

However, the above-said technical feature cannot be considered to be a special technical feature, since the technical feature does not make a contribution over the prior art in the light of the contents disclosed in the document 1 (JP 2003-36381 A (Justsystem Corp.), 07 February 2003 (07.02.2003), paragraphs [0031] to [0120] (Family: none)).
(Continued to extra sheet)

- 1. As all required additional search fees were timely paid by the applicant, this international search report covers all searchable claims.
- 2. As all searchable claims could be searched without effort justifying additional fees, this Authority did not invite payment of additional fees.
- 3. As only some of the required additional search fees were timely paid by the applicant, this international search report covers only those claims for which fees were paid, specifically claims Nos.:

- 4. No required additional search fees were timely paid by the applicant. Consequently, this international search report is restricted to the invention first mentioned in the claims; it is covered by claims Nos.:

Remark on Protest

- The additional search fees were accompanied by the applicant's protest and, where applicable, the payment of a protest fee.
- The additional search fees were accompanied by the applicant's protest but the applicable protest fee was not paid within the time limit specified in the invitation.
- No protest accompanied the payment of additional search fees.

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP2013/057764

Continuation of Box No.III of continuation of first sheet(2)

Further, there is no other same or corresponding special technical feature between these inventions.

Accordingly, the following two invention groups are involved in claims.

(Invention 1) the inventions of claims 1-20

(Invention 2) the inventions of claims 21-32

A. 発明の属する分野の分類 (国際特許分類 (IPC))

Int.Cl. G06Q30/06(2012.01)i, G06Q30/02(2012.01)i

B. 調査を行った分野

調査を行った最小限資料 (国際特許分類 (IPC))

Int.Cl. G06Q30/06, G06Q30/02

最小限資料以外の資料で調査を行った分野に含まれるもの

日本国実用新案公報	1922-1996年
日本国公開実用新案公報	1971-2013年
日本国実用新案登録公報	1996-2013年
日本国登録実用新案公報	1994-2013年

国際調査で使用した電子データベース (データベースの名称、調査に使用した用語)

C. 関連すると認められる文献

引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求項の番号
X	JP 2003-36381 A (株式会社ジャストシステム) 2003.02.07, 段落【031】 - 【0120】 (ファミリーなし)	1, 3-5, 9-12, 16, 19
Y		2, 13-15, 18, 20, 24, 26
Y	JP 2002-41909 A (高橋良知) 2002.02.08, 第2図 & US 2002/26377 A1 & KR 10-2002/0010425 A	2
Y	JP 2006-285362 A (ニフティ株式会社) 2006.10.19, 段落【0052】 (ファミリーなし)	13, 20

C欄の続きにも文献が列挙されている。

パテントファミリーに関する別紙を参照。

* 引用文献のカテゴリー

「A」特に関連のある文献ではなく、一般的技術水準を示すもの
 「E」国際出願日前の出願または特許であるが、国際出願日以後に公表されたもの
 「L」優先権主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行日若しくは他の特別な理由を確立するために引用する文献 (理由を付す)
 「O」口頭による開示、使用、展示等に言及する文献
 「P」国際出願日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願

の日の後に公表された文献
 「T」国際出願日又は優先日後に公表された文献であって出願と矛盾するものではなく、発明の原理又は理論の理解のために引用するもの
 「X」特に関連のある文献であって、当該文献のみで発明の新規性又は進歩性がないと考えられるもの
 「Y」特に関連のある文献であって、当該文献と他の1以上の文献との、当業者にとって自明である組合せによって進歩性がないと考えられるもの
 「&」同一パテントファミリー文献

国際調査を完了した日

31.05.2013

国際調査報告の発送日

11.06.2013

国際調査機関の名称及びあて先

日本国特許庁 (ISA/J P)
 郵便番号100-8915
 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号

特許庁審査官 (権限のある職員)

宮下 浩次

電話番号 03-3581-1101 内線 3562

5 L

3050

C (続き) . 関連すると認められる文献		
引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求項の番号
Y	JP 2011-90515 A (株式会社バンダイナムコゲームス) 2011.05.06, 【請求項2】 (ファミリーなし)	14
Y	JP 2007-287131 A (楽天株式会社) 2007.11.01, 段落【0022】 (フ ァミリーなし)	15, 18, 31, 32
X Y	JP 2012-14225 A (株式会社L O O P S) 2012.01.19, 段落【005 5】, 第13図 & US 2011/0320348 A1	21, 22, 28, 29 24, 26, 31, 32

第II欄 請求の範囲の一部の調査ができないときの意見（第1ページの2の続き）

法第8条第3項（PCT17条(2)(a)）の規定により、この国際調査報告は次の理由により請求の範囲の一部について作成しなかった。

1. 請求項 _____ は、この国際調査機関が調査をすることを要しない対象に係るものである。つまり、

2. 請求項 _____ は、有意義な国際調査をすることができる程度まで所定の要件を満たしていない国際出願の部分に係るものである。つまり、

3. 請求項 _____ は、従属請求の範囲であってPCT規則6.4(a)の第2文及び第3文の規定に従って記載されていない。

第III欄 発明の単一性が欠如しているときの意見（第1ページの3の続き）

次に述べるようにこの国際出願に二以上の発明があるところの国際調査機関は認めた。

請求項1に係る発明、請求項21に係る発明は、「商品」に関する情報を提供する電子機器という共通の技術的特徴を有している。しかしながら、当該技術的特徴は文献1（JP 2003-36381 A（株式会社ジャストシステム）2003.02.07、段落【0031】－【0120】（ファミリーなし））の開示内容に照らして、先行技術に貢献をもたらすものではないから、当該技術的特徴は、特別な技術的特徴であるとはいえない。また、これらの発明の間には、ほかに同一の又は対応する特別な技術的特徴は存在しない。

そして、請求の範囲には、以下に示す2つの発明群が含まれる。

（発明1）請求項1－20に係る発明

（発明2）請求項21－32に係る発明

1. 出願人が必要な追加調査手数料をすべて期間内に納付したので、この国際調査報告は、すべての調査可能な請求項について作成した。
2. 追加調査手数料を要求するまでもなく、すべての調査可能な請求項について調査することができたので、追加調査手数料の納付を求めなかった。
3. 出願人が必要な追加調査手数料を一部のみしか期間内に納付しなかったので、この国際調査報告は、手数料の納付のあった次の請求項のみについて作成した。
4. 出願人が必要な追加調査手数料を期間内に納付しなかったので、この国際調査報告は、請求の範囲の最初に記載されている発明に係る次の請求項について作成した。

追加調査手数料の異議の申立てに関する注意

- 追加調査手数料及び、該当する場合には、異議申立手数料の納付と共に、出願人から異議申立てがあった。
- 追加調査手数料の納付と共に出願人から異議申立てがあったが、異議申立手数料が納付命令書に示した期間内に支払われなかった。
- 追加調査手数料の納付はあったが、異議申立てはなかった。